

シリーズ 三郷学

〈三郷学の視点⑤7〉

三郷学の実践

32. 総合計画

市では現在、「第4次三郷市総合計画・後期基本計画」づくりを進めています。

三郷市の憲法である三郷市自治基本条例の第16条には、「市長は、議会の議決を経て、市政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、基本構想、基本計画及び実施計画で構成される総合計画に基づき、総合的かつ計画的に市政を運営するものとする」と定められています。

この総合計画は、長期的な展望に立って市政運営の基本的な方向性を明らかにするもので、市の施策や事業を展開する上で基本となるものです。また、国や県、民間団体などの行う事業について相互調整を図るうえでの指針にもなるものです。さらに、市民のかたにとっては、総合計画により本市の将来都市像を知ることができることから、自分たちの自主的なまちづくりに役立てることができます。総合計画は、市民と行政が「参加と協働のまちづくり」を進めるための「手引書」でもあります。

